

広島市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項に基づき、住宅確保要配慮者（法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとする者は、第6条において規定する会長に入会を申し込み、総会において会員総数の過半数の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本会に対して必要な助言を行う。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、広島市健康福祉局次長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、広島市都市整備局住宅部長の職にある者をもって充てる。

3 監事は、公益社団法人全日本不動産協会広島県本部本部長の職にある者をもって充てる。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

第3章 組織

(総会)

第9条 総会は、本会の最高議決機関であつて、会員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があつた場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

(1) 本会の事業計画及び予算に関すること。

(2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。

(3) 会則の制定及び改廃に関すること。

(4) 部会の設置に関すること。

(5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員とみなす。

3 前条第3項の規定により総会を開催する場合にあつては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

(部会)

第11条 本会は、第3条の活動を専門的かつ具体的に協議するため、部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。

- 4 部会長は、部会の構成員の互選により選任する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、広島市健康福祉局保護自立支援課及び同都市整備局住宅部住宅政策課に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査及び報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第16条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本会の事業に関し知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については別に定める。

附 則

この会則は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月17日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会広島西支部 独立行政法人 住宅金融支援機構中国支店
福祉関係団体	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 公益社団法人 広島県社会福祉士会
居住支援法人	ホームネット株式会社
専門家	広島総合法律会計事務所弁護士 秋田智佳子 広島国際大学名誉教授 岡崎仁史
国機関	広島保護観察所
広島市関係課	市民局国際平和推進部国際化推進課多文化共生担当 市民局人権啓発部人権啓発課 健康福祉局地域共生社会推進課 健康福祉局保護自立支援課 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 健康福祉局障害福祉部障害福祉課 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 こども未来局こども未来調整課 こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当 都市整備局住宅部住宅政策課 都市整備局住宅部住宅政策課住宅管理担当